

智頭町「地域おこし協力隊」隊員募集要項

智頭町では、農村の活性化に意欲のある都市住民を受け入れ、地域における活動をとおし地域力の維持及び強化を促進するため、都市地域等から智頭町へ転入して地域おこしに取り組む「地域おこし協力隊」の隊員を募集します。

一般社団法人 智頭町観光協会で、智頭町の観光商品の造成・開発に取り組み、全国へ智頭町を今まで以上に情報発信すること及び、地域活性化に取り組むことに従事します。

1 募集人数

1名

2 応募資格

- (1) 年齢が令和3年4月1日現在で20歳以上45歳以下の男女
- (2) 次に該当しない人
 - ① 成年被後見人及び被保佐人
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 現在、都市地域等に在住し、採用後、智頭町に生活の拠点を移し住民票も異動することができる方
※条件不利地域からの異動の場合、制限がかかる場合があります
詳しくは、総務省「地域おこし協力隊」のウェブページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」を参照してください。
http://www.soumu.go.jp/main_content/000483768.pdf
- (4) 普通自動車運転免許を持っていること
- (5) パソコン（ワード、エクセル及びインターネットなど）の一般的な操作ができること
- (6) 智頭町内に居住できる人
- (7) 地域住民として、地域おこしに積極的に取り組める人

3 業務・活動

次のような地域おこし活動に従事していただきます。

- (1) 智頭町の観光PR
- (2) 観光商品の造成及び販売
- (3) 観光協会全体の業務補助

4 雇用形態

会計年度任用職員

智頭町の一般職非常勤職員として智頭町長が委嘱します。

5 任用期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

ただし、最長で令和6年3月31日まで延長の可能性があります。

6 賃金等

- (1) 賃金：月額166,000円 賞与あり
(社会保険料等の本人負担分が差し引かれます)
- (2) 社会保険等：厚生年金、健康保険、雇用保険

7 住居

住居は、智頭町が用意する住宅に居住していただきます。借上げ料は、町が負担します。但し、光熱水費、通信費、燃料費等は負担してください。

8 勤務地

一般社団法人智頭町観光協会

9 勤務日・勤務時間・休日（智頭町観光協会職員就業規則に準ずる）

- (1) 勤務時間
休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間あたり35時間00分
- (2) 勤務を要しない日
 - ①週休日・指定週休日（1週間当たり1日の割合で職員ごとに事務局長が指定する日をいう。）
 - ②国民の祝日に関する法律に規定する日数分の休日及び年末年始の休日
- (3) 休暇
有給休暇他

10 応募方法・選考・結果のお知らせ

- (1) 応募方法
別紙の応募用紙にご記入のうえ、履歴書を添付して締切日までに智頭町企画課に郵送又はお持ちください。
- (2) 募集締め切り
令和3年3月5日（金） ※当日消印有効
- (3) 選考
書類及び面接による審査を行います（※応募の秘密は守られます。）
 - ①一次審査（書類審査）
「智頭町地域おこし協力隊隊員応募用紙」
「市販の履歴書(JIS 規格形式A4 サイズ)」
 - ②二次審査（面接による審査）
智頭町内を会場に面接による審査を行います。
面接予定日は令和3年3月中旬頃です。
※面接会場への移動にかかる経費は応募者負担となります。

11 お問い合わせ

智頭町企画課（担当：西尾）

住 所 〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1
TEL 0858-75-4112 FAX 0858-75-1193
E メール nishio-n@town.chizu.tottori.jp